

28川監公第8号

平成28年6月10日

定期（工事）監査の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年10月13日付け27川監公第11号で公表した定期（工事）監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員	村田恭輔
同	植村京子
同	坂本茂
同	織田勝久

28川総行革第71号

平成28年4月27日

川崎市監査委員 村田 恭輔 様

同 植村 京子 様

同 坂本 茂 様

同 織田 勝久 様

川崎市長 福田 紀彦

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年10月13日付け27川監報第6号で報告の提出がありました定期監査の結果に基づき、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成27年度第1回定期監査（工事監査）の結果に対する措置状況

1 有価材の積算を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

配水管布設工事で発生する管材の端材について、設計変更時に誤った数量で売却益等を積算していた事例

[措置内容]

指摘事項については、配水管布設工事の設計変更において、端材の延長を重量に換算する際に誤った係数を使用し、誤った数量で売却益を積算することがないように、通知により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適切な有価材の積算に努めます。

（工事番号4）（上下水道局水道部第1配水工事事務所）

2 設計変更に係る事前手続を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

機械器具損料等の変更が必要なシールド工事において、事前に必要な手続を踏まず工事を行っていた事例

[措置内容]

指摘事項については、変更契約の締結の前に施工が必要なものについては、「川崎市上下水道局設計変更に係る事務手続取扱要綱」に基づいて手続を行うよう、通知により関係職員に周知徹底しました。

今後は、設計変更に係る適切な事前手続の実施に努めます。

（工事番号6）（上下水道局水道部第1配水工事事務所）

3 契約保証に係る工事費の積算方法を見直すべきもの

[指摘の要旨]

単価契約工事において、契約保証に要する費用を契約した各単価に含む運用としていたことから、契約保証に必要とされる契約金額に応じた費用と工事費として積算した費用が整合していなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、単価契約工事において、契約保証に要する費用を契約した各単価に含む運用であったことから、工種ごとの設計単価には含まず、当該費用を新たな一式単価として設定し支払うように積算を見直し、説明会等により関係職員に周知徹底しました。

今後は、契約保証に係る工事費の適切な積算に努めます。

(工事番号14)(上下水道局水道部第2配水工事事務所)

4 薬液注入工事の監督を適切に行うべきもの

[指摘の要旨]

材料検収時の数量証明書、施工計画書、工事記録等の確認が不十分であったことから、仕様書に基づいた指導が行われていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、仕様書を再度確認して薬液注入工事に関する的確な指導を行うよう、通知により関係職員に周知徹底しました。

今後は、適切な薬液注入工事の監督に努めます。

(工事番号31、32、35、37)(上下水道局下水道部管路課、同南部下水道事務所工事課、同中部下水道事務所工事課)

5 合理的な設計を行うよう適切に監督すべきもの

[指摘の要旨]

配水塔の耐震補強設計委託において、設計意図等を確認せず、経済性や既存躯体への影響を考慮して十分な検討を行うよう指示されていなかったことから、一部必要以上のアンカー筋が設計されていた事例

[措置内容]

指摘事項については、鉄筋コンクリート構造物の耐震設計に伴う業務委託において、「経済性及び既存躯体への影響等についても十分に精査すること」などを特記仕様書に明確に示すとともに、委託業務の監督においては、受託者に対し技術的検討内容の十分な説明を求めることなどについて、通知により関係職員に周知徹底しました。

今後は、合理的な設計を行うよう適切な監督に努めます。

(工事番号55)(上下水道局水道部設計課)

6 業務委託において明確な仕様書を作成すべきもの

[指摘の要旨]

耐震診断のための現況目視調査について、仕様書に調査範囲が具体的に明示されていなかった事例

[措置内容]

指摘事項については、仕様書に調査範囲が特定できるように明示することとし、関係職員に周知徹底しました。

今後は、業務委託において明確な仕様書を作成するように努めます。

(工事番号60)(上下水道局下水道部下水道計画課)